

業 務 等 回 答 書

発注機関名	県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室	公 告 日	令和8年2月25日
業 務 名 業 務 箇 所 名	令和8年度親子のための相談LINE事業の業務委託 県内一円		
質 問 内 容	【質問1】 企画書（様式第8号附表）について、（例）と記載がありますので、変更しても問題ございませんでしょうか。 【質問2】 プレゼンテーションに参加できる人数に制限はございますでしょうか。		

回答日：令和8年3月11日

回 答	【回答1】 企画書（様式第8号の附表）に記載されている項目1～6が網羅されていれば、様式等については変更していただいても構いません。 なお、企画書（様式第8号の附表）に記載されている項目7～8については、該当がなければ様式から除いていただくことも可能です。 【回答2】 プレゼンテーションに参加いただく人数に特に制限はありませんが、提案内容の説明や質疑応答について御対応が可能な方に御参加をいただきますようお願いいたします。
-----	--